

5 事業者における表示等の適正化のための措置の構築

平成 26 年 6 月改正法により、個人事業主も含め、すべての事業者は、表示等を適正に管理するための必要な体制の整備その他必要な措置を講じることが義務付けられることになり（第 26 条第 1 項）、また、事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために、平成 26 年 11 月、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」が定められました。

「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」

【指針の基本的な考え方】

必要な措置が求められるのは、景品類の提供又は自己の供給する商品若しくは役務についての一般消費者向けの表示をする事業者です（指針第 2 の 1）。

なお、従来から景品表示法や同法第 31 条第 1 項に基づく協定又は規約（公正競争規約）を遵守するために必要な措置を講じている事業者にとっては、特段新たに負担を求められるものではありません（指針第 2 の 2）。

【管理上の措置の内容】

事業者は、以下の事項に沿うような具体的な措置（1 から 6 は日常における違反の予防に向けた措置、7 は違反が生じた場合の措置になります。）を、事業者の規模、業態、取り扱う商品又は役務の内容等に応じて、設定します。

1 景品表示法の考え方の周知・啓発

表示等に関係している役員及び従業員にその職務に応じた周知・啓発を行うこと。

2 法令遵守の方針等の明確化

景品表示法を含む法令遵守の方針や法令遵守のために採るべき手順等を明確化すること。

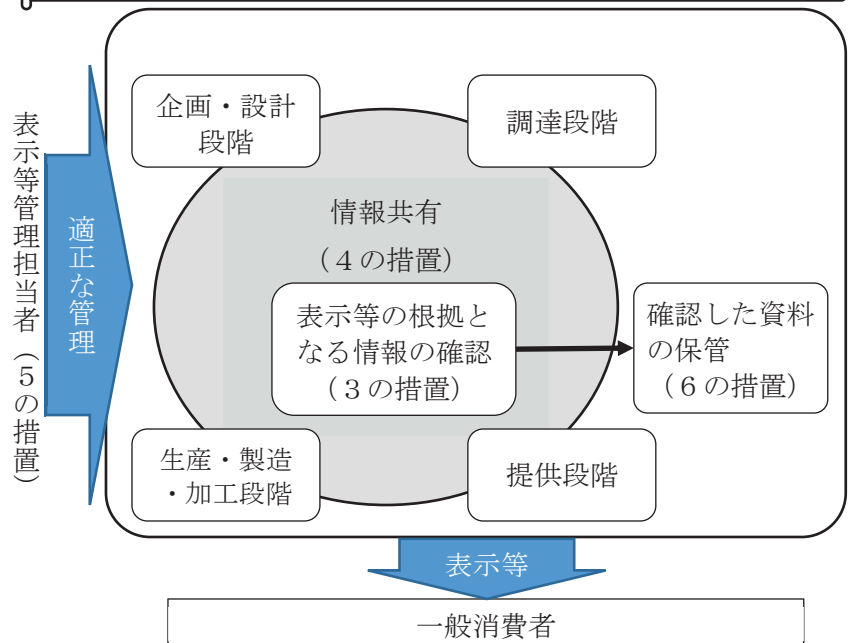
3 表示等に関する情報の確認

商品や役務の内容等について積極的に表示を行う場合には、当該表示の根拠となる情報を確認すること。景品類を提供しようとする場合には、違法とならない景品類の価額の最高額・総額・種類・提供の方法等を確認すること。

4 表示等に関する情報の共有

前記 3 のとおり確認した情報を、関係する各組織部門が必要に応じて共有し確認できるようにすること。

指針が求める表示等の根拠となる情報の確認体制の概念図



（出典：消費者庁HPより）

5 表示等を管理するための担当者等を定めること

表示等に関する事項を適正に管理するため、表示等管理担当者をあらかじめ定めること。

6 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること

前記3のとおり確認した表示等に関する情報を、合理的に考えられる期間、事後的に確認するために、資料の保管等必要な措置を採ること。

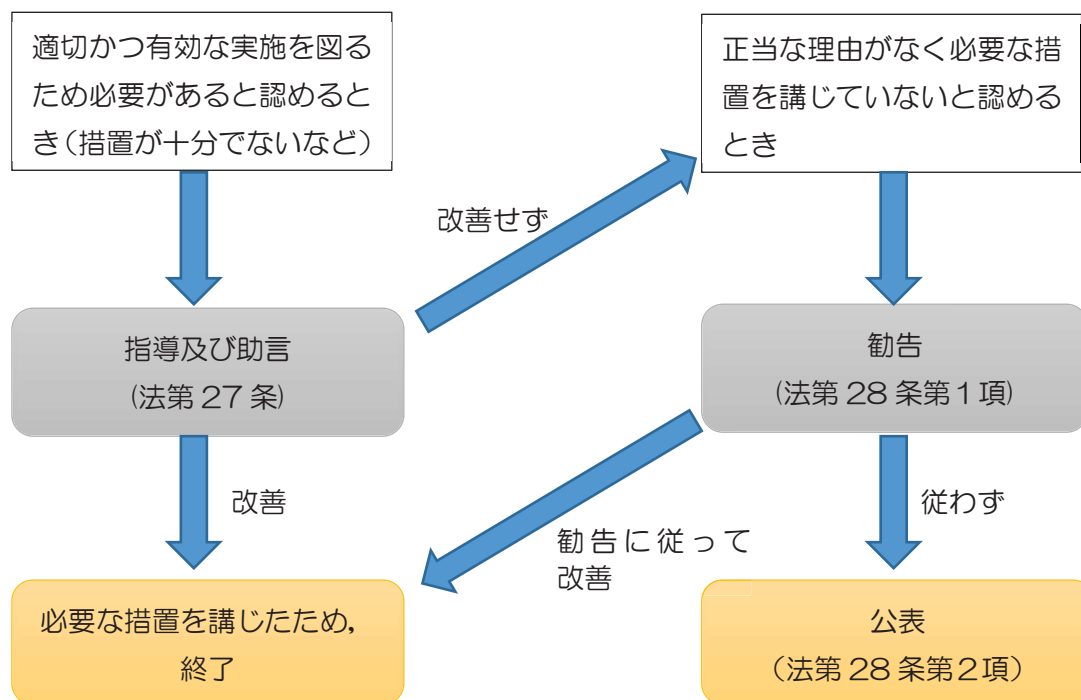
7 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

景品表示法違反又はそのおそれがある事案が発生した場合、事実関係を迅速かつ正確に確認し、一般消費者の誤認排除を迅速かつ適正に行い、再発防止に向けた措置を講ずること。

(詳細は「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」を参照)

【必要な措置を講じなかった場合の措置】

事業者が前記の管理上の必要な措置を講じなかった場合には、以下のように景品表示法に基づく指導及び助言、勧告、公表を受けることがあります¹。



(出典：消費者庁HPより)

¹ 令和3年3月末までに勧告・公表されたものはありませんが、指導・助言は行われています。